

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	福光地区(福光第1集落、福光第2集落、福光第3集落、福光第4集落、福光第5集落、福光第6集落、福光第7集落、福光第8集落、福光第9集落、福光第10集落)	平成25年1月	令和3年3月17日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	68ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	51ha
②/①	75.0%
後継者の確保状況 市街地であり、用途地域内の農地が多い地区のため、家庭菜園化している農地も多い。水田については、数軒の農業者が耕作しているが後継者の確保は難しいと思われる。地区内には大規模な担い手が存在し、多くを集積しているので農地が放棄されることは少ない。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

地域全体が、ほぼ用途地域となっており、区画も相当前に実施しているため10a区画となっていて、効率の悪い状況となっている。そのため、自家菜園となっている圃場も多く、集積できない農地がある。地域には、市内でも規模の大きな担い手組織の1経営体だけで担い手が少ない状況である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

福光第1～第10集落のすべての集落に共通しており、集落内の農地の集積は地区内の認定農業法人に集積する。または、地区の北側の農地は石黒地区、南側は広瀬地区の担い手への集積を検討する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	石黒地区(川合田、定竜寺、西勝寺、法林寺、中の江、松木、八幡、和泉、岩木集落)	平成25年1月	令和4年2月4日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	279ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	218ha
②/①	78.1%
後継者の確保状況 大規模な集落営農による集積が進んでおり、将来的には地区の営農組織となることを目標としている。現状は3つの集落営農組織と近隣の大規模な担い手が集積を行っており、農地の耕作の継続は問題ない。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

平地地域に属しているが、山沿いの地域も存在し、農地条件の悪い圃場も存在する。多くの集落に協業組織や転作組合など集落営農組織が存在し、また、地区外の大規模担い手組織も農地を集積しており、中心経営体については問題が無いと思われる。その中で法人組織を含む4つの協業組織と2つの転作組合が合併し、規模の大きい協業組織が誕生したが、後継者や労働力の確保が今後の課題となる。山沿いの獣害被害対策が課題であり、耕作放棄地の増加要因となってくる。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

法林寺、川合田、定竜寺、西勝寺、中の江、松木集落は、(農)石黒営農に農地を集積する。または、(有)ファームスエンジニア福光に集積をする。

八幡集落は、(有)ファームスエンジニア福光に集積をすすめるが、集落内の担い手が規模拡大を進めるようであれば、担い手へ育成する。また、将来的には(農)石黒営農への集積も検討する。

和泉(遊部川原)集落は、農地整備事業が進んでおり、ほぼ全ての農地が(農)和泉営農、(有)ファームスエンジニア福光に集積集約されている。

岩木集落は、(農)岩木営農にほぼ集積集約されている。山間の圃場を今後どうするか検討しなければならない。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	広瀬地区(坂本、開発、天神、竹内、小山、山本集落)	平成25年1月	令和3年3月17日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	303ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	214ha
②/①	70.6%
後継者の確保状況 一部集落に転作組合が存在し、水稻の生産のみ個人経営している集落がいくつか存在している。現状は個人経営でも、継続できる経営体も多いが、後継者問題で経営継続できないことも考えられる。集落では協業化、法人化も検討されており、今後の耕地の耕作の継続は問題ない。その他の集落は、集落営農法人や近隣の大規模な担い手が耕作しているので、耕作の継続は問題ない。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

中山間地に属しており、高齢化が進んでいて、後継者、労働力の確保が課題である。区画が10a区画となっている集落も2集落あり、作業効率が非常に悪い状況となっている。市街地に近い農地は用途地域に指定されている。山沿いは、獣害も多く、農地を守るために電気牧柵などを設置しなければならない。また、傾斜もきついことから除草面積も多いことから負担となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

坂本集落は、ほぼ集落営農組織と地区外の担い手で集積が終了している。今後は、農地整備事業に合わせて集約化に取り組む。

開発集落は、全て地区外の担い手に集積している。

天神集落は、集落の営農組織にほぼ集積し、集落外や地区外の担い手に一部集積されている。

竹内集落は、農地が10a区画であり、個人経営者がまだ多い。集落内の担い手に多くを集積しているが、全部を集積する規模ではない。今後転作組合を協業化し、集落営農を組織化するか検討し、担い手として集積をすることを検討する。または、地区外の担い手により集積、集約化も進んでいて、さらに集積をすすめることも検討する。

小山集落は、市内でも早くから集落営農を組織化し、法人化した。集落内の集積は、1戸を除いて終了している。地区外の営農組織も一部集積しているが、集落営農による集約化に取り組む。

山本集落は、地区内の転作組合と地区外の担い手により集積が進んでいる。転作組合も今後協業化、法人化を検討していて、集積をすすめる。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	広瀬館地区(祖谷、小坂、館集落)	平成25年1月	令和3年3月17日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	225ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	171ha
②/①	76.0%
後継者の確保状況 館集落と祖谷集落は、集落営農組織にほぼ集積されており、現状後継者の確保は問題はない。小坂集落は、4自治会に分かれているので、法人化、任意営農組織、個人と別れているが、2年後に全戸参加の協業組織を設立し、専従農業者の体制をとるので後継者の確保は問題ない。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

平地農業地域に属しているが、山沿いの地域は中山間地域直接支払の協定地域になっている。地区の少子化、高齢化により労働力の減少と後継者が不足してきている。農地は、どの集落も農地整備事業が予定されており、大区画圃場となる予定で、事業に合わせて集落営農組織も法人化される見通しである。今後は、労力の軽減を図るためスマート農業等の活用を検討しなければならない。また、山沿いについては獣害対策に取り組みなければならない。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

祖谷集落は、すでに農地整備事業が始まっており、また法人化も終了し、集積・集約はほぼ終了している。

小坂集落は、令和4年度から農地整備事業を実施する予定であるので、集落の組織の法人化し、個人経営者の農地を集積を図る。

館集落は、現状は担い手と集落営農組織でほぼ集積しているが、農地整備事業を実施と合わせて、集約化や統合等を話し合い、効率の良い経営を検討する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	吉江地区(田中、一日市、下野、小林、高宮、荒木、角田、吉江中、遊部集落)	平成25年1月	令和3年3月17日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	303ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	235ha
②/①	77.5%
後継者の確保状況 地域的には、後継者が多い地域であるが、徐々に農業経営をやめる農業者が増えていることから、後継者の確保は難しいと思われる。集落営農や規模の大きい担い手が地区内や近隣にあることから、耕作放棄地にはならない。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

<p>平野部地域であり、水稻の単収も悪くない地域であるが、集落営農が1経営体しかおらず、個人の小規模経営者も多く存在する。農地の集積は、他の地区内外の担い手や比較的規模の大きい担い手に農地集積が図られている。</p> <p>近年圃場整備を実施した地区を除くほとんどの農地が10a区画で、作業効率の悪い圃場となっている。水路や農地、農道も老朽化が著しく、農地整備を必要としている。しかし、市街地に近いことから、用途地域もあり、農地の集積や基盤整備が難しい状況である。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高宮集落は、集落営農組織が多く集積し、他集落の担い手も一部集積し、ほぼすべての農地を集積している。
小林集落は、ほぼ集落の大規模な担い手に集積・集約している。
荒木集落は、地区内の担い手や隣集落の担い手、地区外の担い手により多くが集積されている。まだ個人経営も多く、今後は、この3個の担い手に集積する。
下野集落は、集落営農組織があったが、農地整備後に隣の集落の担い手に集積したことから、集積・集約は終わっている。
一日市集落は、地区内の担い手1戸と地区外の担い手1戸が多く集積しており、今後、個人がリタイアする場合は、この農家に集積する。
田中集落は、地区内の担い手3戸と地区外の担い手1戸が多く集積している。まだ個人経営者も多く、今後リタイアする場合はこの担い手に集積する。
吉江中集落は、集落内に担い手はいないことから、地区内の担い手2戸と地区外の担い手2戸が農地を集積している。個人農業者がリタイアする場合は、この担い手に集積をする。
遊部集落は、集落内の担い手にほぼ集積しており、残る2戸の農家がリタイアする場合はこの担い手に集積する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	北山田地区(宗守、鍛冶、徳成、利波河、東殿、高島、神成、久戸、在房、梅原安丸、梅原中筋、梅原上村、梅原出村集落)	平成25年1月	令和3年3月17日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	389ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	364ha
②/①	93.5%
後継者の確保状況 各集落に集落営農組織が存在し、若い世代も出役をしていることから当面の後継者の確保は出来ている。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

平場地域の農業地域で、早くから1haの農地整備事業に取り組んでおり、各集落で営農組織を設立している。法人化も半数以上が実施しており、個人の経営の農業者も少ない状況となっている。各集落営農組織において、後継者や労働力が今後課題になるとみられ、統合や専従雇用などの対応が課題となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宗守集落は、集落営農法人と地区外の担い手によりほぼ集積が終了している。

鍛冶集落は、集落営農法人と地区内外の担い手によりほぼ集積が終了している。

利波河集落、徳成集落、東殿集落は、集落営農法人によりほぼ集積・集約化が終了している。

高畠集落は、集落内の2集落営農法人と1任意組織によりほぼ集積が終了している。今後は、集約化を検討する。

神成集落は、任意集落営農組織により多くが集積されている。個人経営者3戸が有機農業等で経営しているが、継続できない場合は、集落営農組織に集積する。

久戸集落は、集落営農法人によりほぼ集積・集約化が終了している。

在房集落は、集落営農法人によりほぼ集積・集約化が終了している。個人1経営体が経営しているが、継続が難しい場合は集落営農法人で集積する。

梅原安丸、梅原中筋、梅原上村、梅原出村集落は、任意集落営農組織4組織と担い手個人経営者1名によりほぼ集積・集約化が終了している。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	山田地区(山田、赤坂、出村、縄蔵、天池、吉江野、大塚、梅野、竹林西島、竹林中筋、竹林東島、竹林北島、竹林団子林集落)	平成25年1月	令和3年3月17日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	320ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	282ha
②/①	88.1%
後継者の確保状況 各集落に集落営農組織があり、経営合理化のために統合等を検討している。個人経営者の担い手は、後継者も育成している。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

平場の農業地域であり、個人経営の担い手のいる集落以外は集落営農を組織化し、法人化しているが、人口減少等により労働力の確保が課題になって来ている。そのため、地区内には集落営農組織の統合している組織が2組織存在する。地区内の話し合いにより、さらに統合を進めるのか話し合いが必要となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

山田集落は、任意集落営農組織1組織と個人担い手2名、集落外の集落営農法人が集積しているが、個人経営の農業者がまだ多く存在する。将来的には、任意組織が集積し、経営規模拡大を図る。または、集落外の法人に集積する。

赤坂、縄蔵、出村集落は、3つの集落にまたがる集落営農法人と任意組織の2経営体と集落外の担い手でほぼ農地を集積している。個人経営者がわずかに存在するが、継続できない場合は、集落営農組織が将来的に集積する。

天池集落は、集落内外の集落営農組織と集落外の担い手でほぼ集積が終了している。

吉江野集落は、集落内の営農組織が多くを集積し、一部を集落外の担い手が集積をしているため、ほぼ集積は終了している。

竹林西島、北島集落は、営農組織を統合して法人化しており、ほぼ集積は終了している。竹林中筋集落は、集落の個人担い手が多くを集積している。また、個人経営者も数軒存在しており、継続できない場合は、個人担い手に集積する。竹林東島は、水田の多くを集落の集落営農法人が集積している。水田に果樹を植えているところは、将来的に周りの干柿の業者を集積するか、富山あんぼ柿共同加工センターに集積する。竹林団子林集落は、1戸を除いて任意組織にて集積している。その1戸が継続できない場合は、集落営農に集積する。

大塚集落は、集落の営農法人と個人担い手に集積・集約化していて、ほぼ終了している。

梅野集落は、集落内の集落営農組織と集落外の担い手によりほぼ集積が終了している。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	西太美地区(才川七集落、広谷集落、香城寺集落、糸谷新集落、小二又集落、野地集落、小院瀬見集落)	令和3年3月17日	令和3年11月25日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	264ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	175.2ha
②/①	66.3%
後継者の確保状況 集落営農組織のある集落を除いて個人経営者が多く、後継者が決まっていない経営者が多い状況となっている。担い手は、若い方が多く、当面は問題ないがすべての農地を受け入れることが難しい状況である。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	264ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	191ha
②地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	28ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19ha
(備考) ・才川七農地整備事業	

注1: ②の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

当地区は、平野部から山間地まであり、農地の状況は地域によって差異がある。また、全体的に耕作者の年齢が高くなっており、今後担い手への集積が課題となる。野地や小二又、糸谷新集落では、農地面積が小さい、不整形田となっており担い手への集積は難しい状況である。小院瀬見集落は、他の集落から離れているので、担い手の集積が難しい状況となっている。平野地域や中間的地域においては、集落営農組織や個人経営の担い手が存在しており、農地の集積をすすめている。今後は作業の効率化のための集約化と担い手数が不十分であると考えられることから、新たな担い手の育成を考える必要がある。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

才川七集落においては、令和3年度から農地整備事業による大区画圃場化が実施される。そのため、農地集積率を上げる必要があり、農地中間管理事業を活用しながら集落内の4人の中心経営体に集積をすすめる。また、区画整理後に担い手ごとに管理する地域を決めるなど分散錯圃の解消に努める。また、担い手が不足することも考えられ、新たな担い手を育成する。それでも足りない場合は集落外の担い手に農地を集積する。

広谷集落は、集落営農法人にほぼすべて集積していることから、集積・集約化は終了している。

香城寺集落は、ほぼ集落営農法人と個人経営の担い手で集積が終了している。ただ、分散錯圃の状態であるため、話し合いによる解消を進める。

糸谷新集落は、圃場が小さく、不整形田が多く、農地への進入路が狭いこと、獣害も心配されることから担い手が集積することは難しい状況である。近隣の集落営農が集積に取り組む、または有機農業者を担い手として農地を集積する。

小二又集落は、集落営農が存在するが個人経営も数名存在している。今後、個人経営者が継続できない場合は集落営農が農地を集積する。また、山ぶどうによるワイン製造の組織が結成され、山ぶどうの作付面積の拡大が見込まれることから、農地の集積をすすめて、経営面積の拡大を支援する。後継者の確保のため、若い人が取り組めるよう努める。

野地集落は、集落全体が小区画圃場で、担い手への集積が難しい。集落が傾斜地に存在することから、圃場の条件が整わないと農地集積は難しい。集落の協業組織を組織するなど集積を目指す。

小院瀬見集落は、集落の居住者がほぼ70歳を超えてきていることから、集落での経営継続は難しい。しかし、この集落は、地域の中でも唯一、離れた地域に存在し近隣には担い手が存在していない。近年、規模こそは大きくはないが、自然農法を実践している農業者が、一部を集積し始めているので、そういった農業を目指す農業者に集積する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、才川七集落において、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。

新規・特産化作物の導入方針

水稻、大麦等の土地利用型作物以外に、小二又集落を中心に収益性の高い山ぶどうの作物の生産、特産加工に向けたワインの生産に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

農地中間管理事業の活用

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	太美山地区(嫁兼集落、太美集落、吉見集落、綱掛集落、立野脇集落、七曲集落、樋瀬戸集落)	令和3年3月17日	令和4年2月4日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	154ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	41ha
②/①	26.6%
後継者の確保状況 個人経営は、後継者の確保が厳しい経営体が多い。地区内に担い手も少ないことから、協業組織の設立を計画し、共同による作業化や専従雇用を目指す必要がある。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	していない

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	154ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	86ha
②地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2ha

- 注1:②の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

<p>中間地域よりも山間地域に近い地域状況であり、担い手が絶対的に少ない状況である。地区内には、勾配の小さいところも多いが、開発パイロット事業で開拓した地域は傾斜地に農地があり、除草作業などに手間がかかる。地域全体が獣害対策を必要としており、地域で対策を講ずる必要がある。</p> <p>地域が高齢化、人口減少に直面しており、個人の担い手を育成するのは難しく、各集落にある転作組合を協業化するなど集落で取り組む必要がある。地区外からの担い手の集積はあまり期待できないが、新規就農者など新規参入に取り組むことも必要である。</p> <p>また、農地も、整備されてから50年程経過しており、農地・水路の補修が追い付かないことから、大規模な農地整備事業が必要となってきており、後継者の確保ためには必要な事業となっている。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

嫁兼集落は、集落内に担い手がいない状況であり、転作組合はあるものの集積は行っていない。集落内での集落営農の組織化あるいは新たな担い手の育成が必須である。それが難しい場合は、地区外からの担い手を受け入れて、農地の集積を図らなければならない。

太美集落は、担い手1名と近年設立された集落営農組織が存在し、多くが集積されている。今後は、分散を集約化や農作業の共同化などを進めながら効率の良い経営を目指す。

吉見集落は、転作組合は存在するが水稲では協業化しておらず、集積はしていない。太美集落との統合した集落営農法人を設立し集積する。または、個人経営の担い手を育成する。

綱掛集落、立野脇集落、七曲集落は、集落内の住人の減少、高齢化が顕著であり、今後耕作の継続は難しい。また、圃場が傾斜地にあることや面積が小さいなど条件が悪く、担い手等の集積が難しい状況である。このままでは、耕作放棄地化もあり得ることから、景観植物の栽培や保安全管理などで農地の維持を図る。

樋瀬戸集落は、転作組合はあるものの協業化しておらず、担い手もないことから農地の集積は難しい。農地整備された農地は、パイロット事業で実施された急勾配のところが多く、また、他の農地は不整形田で小さく、耕作条件はあまりよくない。担い手の育成や集落営農の設立などにより、まずは担い手の育成を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

農地中間管理機構の活用方針

中心経営体を育成し、農地を集積する場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

農地の多面的機能保全の取組方針

集落、地区内の人口の減少・高齢化により農業者だけでは、農地の多面的機能が発揮できないことから、農地の草刈や水路の泥上げなどの作業などは、非農業者を含めた住民が協力する。そのため多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金などを活用する。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、太美・吉見地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	東太美地区(下野集落、上野集落、経塚集落、立野集落、矢留集落、立美集落、立野新集落、北部市野沢集落、南部市野沢集落、殿集落、大西集落、土生集落、立野原西集落)	令和3年3月17日	令和3年11月25日

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	510ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	212.3ha
②/①	41.6%
後継者の確保状況 集落営農組織については、労働力が不足化しているものの当面は確保している。個人経営者の後継者確保は、難しい状況であり、今後、共同経営化や組織化を検討する必要がある。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	していない

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	510ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	306ha
②地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	35ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	42ha

- 注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

<p>東太美地区の多くの集落で集落営農組織で農地を集積している。その他の集落では集落営農を組織しておらず、個人経営者が多くなっているが、人口減少と高齢化により年々、農地を預ける方が増加しているため、営農組織の設立や担い手の育成を進めなければならない。</p> <p>立野原西集落は、開拓地のため居住者がいない集落である。農地の約半分が畑地であり柿の樹園地となっている。樹園地は、柿を栽培している担い手で集積をするが、辞める人が多く、放棄樹園地が目立つ。また、畑は集落営農組織が耕作しないことから集積ができない。ワイナリーができたことで、ワイン用のブドウの栽培で面積は増えているが、柿畑点的に分散しており集約が難しい状況である。水田は、所有者の存在する集落営農組織で耕作しているが分散しており、また、集落から遠く機械等の移動に負担がかかっている。水田については、ワイナリーを含めて集約化することが効率化につながる。</p> <p>集落営農の経営強化のため、東太美地区全体や土生新地区全体で営農組織をまとめ、大型組織の設立などを検討しなければならない。特に土生新地区は、農地整備事業も要望していることから、農地の集積をすすめるだけでなく、担い手の育成や他の地域からの担い手を受け入れる必要がある。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>下野集落、上野集落は、集落営農が組織されておらず、集落内の比較的規模の大きな農業者が集積をしている。その農業者も高齢のため、今後、集落内での組織や新規参入などにより担い手を育成し集積をすすめる。または、地区外からの参入を進め、農地の集積を図る。</p>
<p>経塚集落は、集落営農組織が設立されているが、集落の過半を集積するにとどまっている。今後は、個人経営者が離農し農地を預けることになるが、集落営農で集積をすすめる。そのためにも営農組織の体制整備を進める。また、集落外の担い手に預けている場合もあることから、集約による効率化も検討する。</p>
<p>立野集落は、集落営農と担い手にほぼ集積されていることから、集約化について検討する。</p>
<p>矢留集落は、有機農業者を除き、ほぼ集積・集約が進んでいる。</p>
<p>立美集落、立野新集落は、集落内(土生新地番)には、畑地が多く、野菜農家が耕作している。立美集落は集落営農組織により集落内または、近隣集落の農地を集積する。</p>
<p>北部市野沢集落も同様に集落内には農地は少なく、集落の多くの世帯が集落の営農組織に参加し、近隣集落内の農地を集積している。</p>
<p>南部市野沢集落も集落内の農地は少なく、担い手や営農組織もない。今後、個人農家が継続できない場合は集落外の担い手や集落営農組織に農地を集積する。</p>
<p>土生新地区(下野、上野、経塚、立野、矢留、立野新、立美、北部市野沢、南部市野沢)は、集落の境界が不明瞭であり、集落営農組織ですべてを集約化することはできない。個々の集落営農組織は規模が小さいことから統合を視野に入れて法人化し、地区内外の担い手で農地集積をすすめ、農地整備事業と集約化に取り組む。</p>
<p>殿集落は、集落内の1戸を除き集積・集約化が終了し、農地整備事業も終了している。今後は、法人化を検討し、農地中間管理機構を活用した権利設定を検討する。</p>
<p>大西集落は、集落内の集積・集約化は終了し、営農組織の法人化も終了している。今後、権利設定の満了に合わせて農地中間管理機構を利用した権利設定に変更するか検討する。</p>
<p>土生集落は、ほぼ全部の田が集積されており、農地整備事業も終了していることから、集約化も終了している。今後は、法人化を検討し、農地中間管理機構を活用した権利設定を検討する。</p>
<p>立野原西集落は、事業により農地整備された圃場も多いが、地目が畑の圃場が多くある。作目としては柿の栽培が多いが、個人経営が多く集積が進んでいない。規模の大きな人を中心に担い手(認定農業者)を育成し、樹園地の集積をすすめる。特に、あんぼ柿の生産組織が法人として誕生したので、樹園地の集積に農地中間管理機構を活用する。また、他の畑地についてはワイナリーが集落内にできたことから、ぶどうの栽培農地を機構を活用して集積する。</p> <p>水田は、地区内の集落営農組織を中心に集積をすすめる。農地を預けたい人が出た場合は、当該農地の所有者が属する営農組織もしくは地区内の担い手が集積する。農地が分散しており効率の悪い状況となっている。また、農地が集落営農から遠いことから、近隣の担い手に集約することや水田の畑地化を検討し、ワイン用のブドウ圃場として集積を検討する。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体を育成し、農地を集積する場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>新規就農者など新規参入の受入方針 地区内の担い手が全体的に少なく、立野原西集落の畑や樹園地において放棄地が目立つことから、新規就農者を積極的に受け入れ、耕作放棄地の活用を推進する。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、土生新地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	南蟹谷地区(砂子谷集落、高窪集落、新保集落、人母集落、土山集落、小又集落、能美集落、湯谷集落、蔵原集落)	令和3年3月17日	

1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	214ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	87ha
②/①	40.6%
後継者の確保状況 集落営農が組織されているが、小規模組織では後継者が課題となっている。個人経営者も後継者がいない状況となっている。将来的には、地区で一つの組織とする方向であり、専従雇用による後継者の確保を目指している。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	していない

2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	214ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	116ha
②地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2ha
(備考)	

- 注1:②の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

3 対象地区の課題

南蟹谷地区は、地区全体が山間地であり、平坦なところが少ない地区である。農地も集落から遠いところに多く、谷筋に細長くあるところや棚田のように存在しているところが多い。また、一部の開拓農地は畑で登記されており、耕作の継続が難しい状況となっている。鳥獣害の対策も負担となっており、耕作の継続をあきらめ放棄地化する農地も増加している。また、一部地域では、用水ではなく、山からの沢水を利用しており、安定的な水の確保が難しい地域も存在する。

地区全体が高齢化しており、個人経営の農業者はほとんど後継者が存在していない。受け手となる担い手は、地区内は、個人の担い手は存在せず、集落営農組織3組織と新規参入法人1社となっている。集落営農組織のうち1組織が法人化しており複数の集落に渡って集積している。将来的は、この法人が中心となり集積をすすめて、専従者の確保などに取り組む必要がある。個人経営の担い手の育成は難しく、新規就農者など新規参入者の受け入れなどに取り組む。

今後は、農地整備事業を活用し、水の確保や圃場面積の拡大など効率の良い農地を造成し、効率の良い農地を確保しなければならない。放棄となっている農地の中には、農地整備された農地も存在していることから、条件の良い農地を維持しながら耕作放棄地を再生し活用する。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

砂子谷集落は、担い手1組織と集落営農組織1組織が存在し、個人経営者も数人存在する。今後、個人経営者が継続を断念した場合は、受け皿として農地を集積する。
高窪集落、新保集落は、水稻の生産は地区の集落営農組織に預けているが、多くの農地が条件が悪いことから保全管理や不作付地、景観作物の作付となっている。今後の農地の利用について、すべての圃場を利用するのか、一部を非農地化するのか検討する。個人経営者がリタイアする場合は、地区の営農組織に集積する。
人母集落は、集落営農組織が存在し、集積しているが、圃場面積が小さい農地や条件が悪い農地が多く維持管理が難しい状況となっている。条件の良い農地を維持管理し維持継続するが、集積できる農地は担い手に預ける。
土山集落は、水稻作は地区の営農組織に数軒を除いて預けている。個人経営者がリタイアする場合は、地区の営農組織に集積する。集落から遠い農地も多く、勾配が強いところにも農地が存在するため、条件の良い農地を耕作し、集積をすすめる。
能美集落は、集落の人口も少なく、水稻を作付している農家も数軒しかない。圃場面積が小さく、整形田でない圃場が多いことから、担い手への集積が難しいが、リタイアする場合はできる限り地区の営農組織に集積する。
小又集落は、水稻作は地区の営農組織に数軒を除いて預けている。個人経営者がリタイアする場合は、地区の営農組織に集積する。
湯谷集落、蔵原集落についても水稻作は地区の営農組織に数軒を除いて預けている。個人経営者がリタイアする場合は、地区の営農組織に集積する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体を育成し、農地を集積する場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。